

徳島市住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の住宅・住環境の向上と良好な住宅ストック形成の促進を図るとともに、市民の消費活動と雇用機会の創出を促し、地域経済の活性化を図るために、徳島市内（以下「市内」という。）の施工業者により自己の居住する住宅の改修を実施する場合にその経費の一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項等を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成31年4月1日以前から引き続き、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、単身赴任等やむを得ない事情があると市長が認める者については、この限りでない。
- (2) 市民税、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税の滞納がない者
- (3) 過去に徳島市住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない者

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、市内に存する住宅であって、補助対象者が登記簿に所有者として記録されており、現に生活の本拠として自己の居住の用に供している住宅をいう。ただし、次の各号に掲げる住宅については、当該各号に規定する部分に限る。

- (1) 当該住宅が分譲マンション等建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定の適用を受ける住宅である場合 住居の用に供する専有部分
- (2) 当該住宅が店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅（以下「併用住宅」という。）である場合 補助対象者の居住の用に供する部分

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、市内に本店を有する法人の施工業者又は市内に住所を有する個人の施工業者により実施する住宅のリフォーム工事で次のいずれかに該当するものとする。ただし、当該工事（補助金の交付決定後に着手するもので、第14条第1項の実績報告を行ったものに限る。）に係る経費（以下「補助対象経費」という。）が50万円以上のものに限る。

- (1) 住宅の修繕、補修、模様替え又は増築（当該工事に係る床面積の合計が10平方メートル以内のものに限る。）の工事

- (2) 屋根、外壁工事その他の住宅の耐久性を高める工事
 - (3) バリアフリー化工事、防火・耐火工事その他の住宅の安全上又は防災上必要な工事
 - (4) システムキッチン、床暖房等の設置工事その他の住宅の居住性を良好にするための工事
 - (5) ユニットバス、トイレ、洗面台等の設置工事その他の住宅の居住性を良好にするための工事
 - (6) 門扉・門柱、塀、基礎工事を伴う物置等の設置工事その他の住宅と一体となって住環境の向上を図るために必要な外構工事（造園工事及びそれに類する工事は除く。）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める工事
- 2 補助対象経費は、工事総額（消費税及び地方消費税を含む。）から次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を含む。）を除いて得た額とする。
- (1) 新築又は改築時に併せて行う工事に係る経費
 - (2) 増築工事（当該工事に係る床面積の合計が10平方メートルを超えるものをいう。）に係る経費
 - (3) 補助対象工事の実施に伴い購入する家具、家電製品等の備品購入に係る経費及びそれらの取付けに係る経費。ただし、当該家具、家電製品等の取付けに係る経費であって、補助対象工事の施工上やむを得ないと市長が認める場合については、この限りでない。
 - (4) 解体工事（補助対象工事の施工の過程において発生するものを除く。）に係る費用
 - (5) この要綱以外に市が実施する補助金の交付を受けることができる工事の経費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められない経費（補助金交付額）
- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の10パーセントに相当する額（その額が10万円を超えるときは10万円）とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、併用住宅の屋根及び外壁その他建物の非居住部分を含めた建物全体の改修をするときの補助金の額は、当該工事に要する経費に、居住部分の床面積を非居住部分を含めた建物全体の床面積で除して得た値を乗じて得た額の10パーセントに相当する額（その額が10万円を超えるときは10万円）とする。
- 3 前2項に規定する補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- （補助金交付回数）

第6条 前条に規定する補助金の交付は、同一住宅及び同一補助対象者について1回を限度とし、共有名義の住宅については共有者のうち1人に限り行うものとする。

(補助金交付の事前申込)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付事前申込書(様式第1号)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、受付期間を設けて、前項の申込み(以下「事前申込み」という。)を受け付けるものとする。ただし、当該受付期間中に事前申込みのあった補助金交付申請額の合計額が予算の額に達しなかった場合は、追加で受付期間を設けることができる。

3 市長は、事前申込みを受けたときは、受付期間満了後に事前申込みの内容が適正であると認めた者を、補助金の交付の申請を行うことができる者(以下「申請予定者」という。)として決定するものとする。ただし、前項本文に規定する受付期間中に事前申込みのあった補助金交付申請額の合計額が予算の額を超過した場合は、事前申込みの内容が適正であると認めた者のうちから、公開抽選により申請予定者を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により申請予定者を決定したときは、事前申込みを行った者全員に対して、その結果を書面により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請予定者が補助金の交付の申請をしようとするときは、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 改修計画書(様式第3号)

(2) 建物の所有権を証明できる書類の写し

(3) 工事見積書(第4条第2項各号に掲げる経費が含まれる場合は、当該経費と補助対象経費を分離した内訳明細が付いたもの)の写し

(4) 建物の全景写真及び施工予定箇所の現況写真

(5) 施工業者の本店の所在地又は住所地が市内に在ることを証明できる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、関係機関への照会その他必要な調査等を行い、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため、必

要な条件を付すことができる。

(補助金交付決定の取消又は変更)

第10条 市長は、補助金交付決定後、事情の変更による決定の取消又は変更したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)又は補助金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(申請事項の変更及び取下げ)

第11条 第9条第2項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 改修計画書

(2) 工事見積書の写し(変更箇所のみ)

(3) 施工予定箇所(変更部分)の現況写真

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 申請事項の変更により補助対象経費が増額となっても、補助金交付決定通知書に記載する交付金額(以下「交付決定金額」という。)は増額しないものとする。

4 交付対象者は、当該交付決定の取下げをしようとするときは、遅滞なく取下げ申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更承認)

第12条 前条第1項の承認は、変更承認決定通知書(様式第9号)により行うものとする。ただし、承認の内容が軽微であり、かつ交付決定金額の減額を伴わない場合は省略することができる。

(状況報告及び実地調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定に係る工事の進捗状況に関し、交付対象者若しくは施工業者に報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(実績報告及び措置命令等)

第14条 交付対象者は、工事完了後、令和3年2月26日までに実績報告書(様式第10号)を市長に提出して審査又は調査を受けなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 施工業者の工事完了証明書(様式第11号)

(2) 工事代金請求書(第4条第2項各号に掲げる経費が含まれる場合は、当該経費と補助対象経費を分離した内訳明細が付いたもの)の写し

(3) 工事代金領収書の写し

(4) 工事完了後の建物の全景写真及び施工箇所の完成写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 市長は、実績報告について必要があると認めるときは、交付対象者又は施工業者に報告を求め、若しくは実地調査を行うことができる。

4 市長は、前項の規定による調査の結果、補助対象工事の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な措置を講じるよう交付対象者に命ずることができる。

(補助金交付確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を審査し、交付決定金額以内で補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の額の確定をしたときは補助金交付確定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第16条 交付対象者は、補助金交付確定通知書を受けた後、市長の指定する請求書により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金決定の取消)

第17条 市長は、交付対象者が補助金を他の用途への使用をし、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金交付決定取消通知書により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第18条 前条の規定により、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合による返還の命令は、補助金返還通知書(様式第13号)により行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。